

この契約はみよし市公契約条例の「特定公契約」に該当するため、「労働報酬下限額」が定められています。



1 特定公契約とは

特定公契約とは公契約のうち、労働報酬下限額や労働環境確認書の提出の対象となる以下の契約です。

- (1) 予定価格が 1 億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が 1,000 万円以上の業務委託契約及び労働者派遣契約
- (3) 予定価格が 1,000 万円以上の指定管理協定（公募によるものに限る）

2 特定公契約における受注者等の義務

(1) 労働報酬下限額以上の賃金の支払

特定公契約における受注者、下請負者、受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者（以下、「事業者」という。）は、労働報酬下限額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

対象となる労働者は、特定公契約に係る業務に従事している、事業者には雇用されている労働者です。

(2) 労働環境確認書の提出

手引き参考 様式 36～37 ページ 記載上の注意 14～19 ページ

事業者は、契約締結後速やかに、労働環境確認書を作成し提出してください。

(3) 労働者への周知

手引き参考 周知様式例 工事 20～21 ページ 業務委託 22 ページ

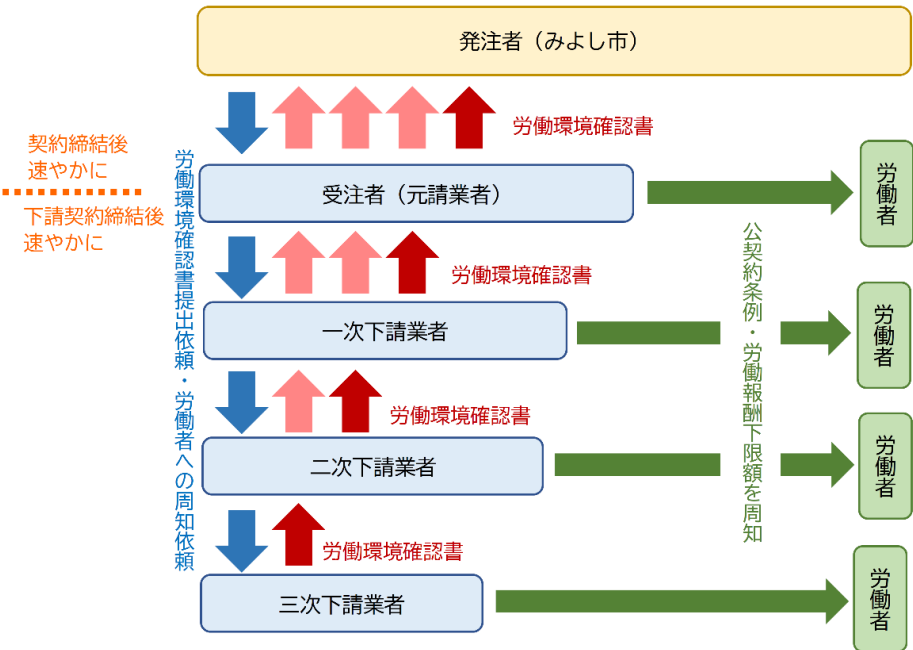
受注者は、下記ア～エについて、特定公契約に係る作業が行われる作業場の見やすい場所に掲示、備え付け、又は書面交付により、労働者等に周知してください。

- ア 労働者等の範囲
- イ 労働報酬下限額
- ウ 労働者等が申出をする場合の申出先
- エ 労働者等の申出を理由とする不利益な取扱いの禁止

注意!! 上記の義務は、受注者（元請業者）のみでなく、全ての下請業者に適用されます。

（受注者が一次下請業者を通じ、労働環境確認書の提出や労働者等への周知の依頼をしてください。）

【労働環境確認書提出方法等フロー図／契約】



3 労働報酬下限額とは

手引き参考 計算方法 7～9 ページ

特定公契約に係る業務等に従事する労働者に対して支払われる 1 時間当たりの労働賃金の下限の額として市長が定めた金額です。（毎年度の労働報酬下限額は公契約審議会で決定されます。）

【参考】令和 8 年度労働報酬下限額

(1) 工事及び製造の請負契約（令和 8 年 4 月 1 日以後に公告・通知する特定公契約に適用）

単位：円（1 時間当たり）

号	職 種	労働報酬下限額	号	職 種	労働報酬下限額	号	職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	3,055	18	さく岩工	4,059	35	左官	3,188
02	普通作業員	2,583	19	トンネル特殊工	4,787	36	配管工	2,839
03	軽作業員	1,989	20	トンネル作業員	3,588	37	はつり工	3,157
04	造園工	2,655	21	トンネル世話役	4,889	38	防水工	3,249
05	法面工	3,547	22	橋りょう特殊工	3,741	39	板金工	3,403
06	とび工	3,321	23	橋りょう塗装工	4,182	40	タイル工	2,901
07	石工	3,526	24	橋りょう世話役	4,387	41	サッシ工	3,413
08	ブロック工	3,618	25	土木一般世話役	3,208	42	屋根ふき工	2,788
09	電工	2,891	26	高級船員	3,834	43	内装工	3,721
10	鉄筋工	3,178	27	普通船員	3,034	44	ガラス工	3,208
11	鉄骨工	3,137	28	潜水士	5,320	45	建具工	2,839
12	塗装工	3,444	29	潜水連絡員	3,444	46	ダクト工	2,829
13	溶接工	3,577	30	潜水送気員	3,085	47	保温工	3,260
14	運転手（特殊）	3,137	31	山林砂防工	3,803	48	建築ブロック工	3,647
15	運転手（一般）	2,788	32	軌道工	5,299	49	設備機械工	3,280
16	潜かん工	3,926	33	型わく工	3,526	50	交通誘導員 A	2,296
17	潜かん世話役	4,859	34	大工	3,485	51	交通誘導員 B	1,825

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者及び労働者の合意のもと、見習い、手元等と使用者が判断する者については、この表の労働報酬下限額にかかわらず 1,412 円とする。

(2) 業務委託契約、労働者派遣契約及び指定管理協定

（令和 8 年 1 月 1 日以後に公告・通知及び公募し、令和 8 年 4 月 1 日以降に業務を開始する特定公契約）

1,228 円（1 時間当たり）

4 労働者等の申出

- (1) 公契約に係る賃金が労働報酬下限額を下回る場合（未払いを含む）は、市長等・事業者に対して、その旨を申し出ることができます。
- (2) 事業者は、申出をしたことを理由に、当該労働者に対し解雇等の不利益な取扱いをしてはいけません。

5 条例に違反した場合

市は、事業者が条例の規定に違反した場合、違反した事業者の名称・所在地・違反した旨の公表、入札参加停止措置、契約の解除を行うことができます。

6 労働環境確認書の記載方法

市民病院発注案件は、宛先を「みよし市病院事業管理者」としてください。

様式第1号（第6条関係）

提出日：令和7年 5月 9日

みよし市長 小 山 祐 様

労働環境確認書

みよし市公契約条例第7条第1項の規定に基づき本書を提出します。
本件契約に係る業務に従事する労働者（以下「従事者」という。）の労働条件は、以下のとおり相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかにみよし市の指導に従い、必要な措置を講じることを誓約します。

契約又は協定名

〇〇業務委託（みよし市三好町地内）

提出者（事業者）

所在地

みよし市〇〇町△△□□番地

（ふりがな）

かぶしきかいしゃ まるまる

名称

株式会社〇〇

代表者

三好 太郎

担当者

黒松 さつき

・連絡先

TEL ××× ×××× ××××

一人親方の方は「はい」とし、9のみ回答してください。

以降、「確認内容」を読み、該当する箇所に「○」を付してください。

No.	確認内容	確認結果
	条例第2条第7号イに規定する者（一人親方）ですか。 ※「はい」の場合は、「9 下請負者への要請等」についてのみお答えください。	はい・いいえ
1	就業規則 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者に限りです。	
①	労働基準法の定めに基づき、就業規則を作成していますか。	はい・いいえ 対象外
②	就業規則は、労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ 対象外
③	就業規則は、全労働者に周知されていますか。	はい・いいえ 対象外
2	労働条件通知書	
④	労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。	はい・いいえ
3	労使協定	
⑤	36協定は、労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
4	法定帳簿	
⑥	法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ
5	労働時間	
⑦	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
⑧	休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	はい・いいえ

（裏面へ続く）

以降、「確認内容」を読み、該当する箇所に「○」を付してください。

6 安全衛生

⑨ 事故報告書等の記録を行うなど、業務災害への対策状況は適正ですか。

はい・いいえ

⑩ 毎年定期的に健康診断を実施していますか。

はい・いいえ

7 各種保険加入手続

⑪ 労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っていますか。

はい・いいえ

8 賃金

⑫ 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金が支払われていますか。

はい・いいえ

⑬ 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接または口座振替等の方法により、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。

はい・いいえ

⑭ 時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。

はい・いいえ

⑮ 本件業務に従事する労働者の賃金1時間当たりの単価の最低額及びその職種を記入してください。

2,100 円/時間

職種：交通誘導員A

9 下請負者への要請等

⑯ 本件契約に係る業務の下請負者がある場合、当該下請負者に条例の趣旨を説明し、理解を得たうえで、当該下請負者の従事者の適正な労働条件の確保について当該下請負者に要請等を行っていますか。

はい・いいえ
対象外

⑰ 本件契約に係る業務の下請負者がある場合、適正な条件で契約を行っていますか。

はい・いいえ
対象外

10 外国人労働者の適正な雇用

⑱ 外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出ていますか。

はい・いいえ
対象外

⑲ 外国人労働者に従事させる業務が、在留資格上、問題ないことを確認していますか。

はい・いいえ
対象外

【特記事項】（※確認結果が「いいえ」の場合、その理由及び改善予定等をここに記入してください。）

確認内容に「いいえ」の回答がある場合は、【特記事項】欄にその理由及び改善予定を記入してください。

契約締結後、速やかに総務部総務課へ提出してください。

契約業務に従事する方のうち、最も低い方の賃金単価（1時間当たりの単価）を記入
※対象については、下記参照

・工事請負契約…51 職種を記入（51 職種以外の職種は「—（横線）」を記入）
・業務委託契約…「—（横線）」を記入

提出者を元請とする下請契約を締結していない場合は「対象外」と記入

提出者が外国人を雇用していない場合は「対象外」と記入

※労働報酬下限額と比較する賃金単価の対象となるもの

区分	工事請負契約		業務委託契約	
	手当等	例	手当等	例
対象	基本給相当額	基本給(定額給)、出来高給	基本給相当額	基本給(定額給)
	基準内手当	家族手当(扶養手当)、通勤手当、都市手当(地域手当)、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等	諸手当	都市手当(地域手当)、現場手当、技能手当、職務手当等(毎月決まって支払われる基本的な賃金)
	臨時の給与	賞与(期末手当、勤勉手当)、その他の臨時の賃金等		
	実物給与	通勤用定期の支給、食事の支給等		
対象外	特殊な労働に対する給与	各職種の通常の作業条件や作業内容を超えた特殊な労働に対する手当(突貫手当等)	臨時に支払われる賃金	結婚手当等
	時間外割増賃金	時間外、休日、深夜の割増賃金	賞与等	1 か月を超える期間ごとに支払われる賞与等の賃金
	休業手当	仕事がないために労働者を休業させたことに対する手当	時間外割増賃金	時間外、休日、深夜の割増賃金
	本来は経費に当たる手当	労働者個人持ちの工具・車両の損料 労働者個人が負担した旅費、携帯電話手当等	その他最低賃金の算定対象外の手当	精皆勤手当、通勤手当、家族手当

なお、特定公契約の詳細については、みよし市HP「みよし市公契約条例」を御確認ください。
(<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/sosiki/somu/soumu/11/253.html>)

■■特定公契約に関する問合せ先■■

みよし市役所総務部総務課（みよし市役所5階）

電話 0561-32-8006 ファクシ 0561-32-2165

電子メール keivaku@citv.aichi-miyoshi.lg.jp